

# 青森県報

号外第八十二号

平成二十六年  
十一月二十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

- 青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則……………
- 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………
- (情 システム課報) ……
- ( 同 ) ……
- ( …… ) ……

## 規 則

青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十号

青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成二十一年三月青森県条例第八号。以下「書面保存等情報通信技術利用条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、書面保存等情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

(電磁的記録に記録されている事項の電磁的方法による交付等の承諾等)

第三条 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、別に県の機関が定めるところにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、書面保存等情報通信技術利用条例第六条第一項に規定する事項の交付等を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成二十一年三月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第七条」を、「第六条及び第七条並びに青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成二十六年十一月青森県規則第五十号)第三条第一項」に改める。

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 青森県生活保護法の保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十五年三月青森県条例第九号）第一項の規定によりその定めるところによるものとする救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）第八条

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三月青森県条例第十二号）の次のイからハまでに掲げる規定によりその定めるところによるものとするそれぞれイからハまでに掲げる法令の規定

イ 第四条第一項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第三十九条第二項第一号（同令第四十三条において準用する場合を含む。）、第七十三条の二第二項第二号及び第三号、第八十二条の二第二項第一号、第四百四条の二第二項第一号（同令第九百九条において準用する場合を含む。）、第五百五条の十八第二項第一号、第一百八条の二第二項第一号、第三百三十九条の二第二項第一号（同令第四百四十条の十三及び第四百四十条の三十二において準用する場合を含む。）、第五百五十四条の二第二項第一号（同令第五百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第九百九十一条の三第二項第一号及び第八号、第九百九十二条の十一第二項第一号及び第一百号、第二百四十四条の二第二項第一号（同令第二百六条において準用する場合を含む。）並びに第二百五条第二項第一号

ロ 第四条第二項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第二十九条第二項第二号（同令第三十条において準用する場合を含む。）

ハ 第四条第三項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第三十七条第二項第一号（同令第四十五条において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項第二号及び第三号、第八十三条第二項第一号、第六六条第二項第一号（同令第一百五十五条において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第二項第一号、第四百四十一条第二項第一号（同令第五百五十九条及び第六百八十五条において準用する場合を含む。）、第六百九十四条第二項第一号（同令第二百十号において準用する場合を含む。）、

第二百四十四条第二項第一号及び第二号、第二百六十一条第二項第一号及び第七号、第二百七十五条第二項第六号（同令第二百八十条において準用する場合を含む。）並びに第二百八十八条第二項第五号

二 第四条第七項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第三十七条第二項第一号（同令第四十九条において準用する場合を含む。）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六六号）第二条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第六十一条において準用する同令第三十七条第二項第一号

ホ 第四条第八項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十八条第二項第一号（同令第五十条において準用する場合を含む。）

ヘ 第四条第十項 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第十号）第一条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十六条第二項第一号（同令第五十条において準用する場合を含む。）

第五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の次のイからハまでに掲げる規定によりその定めるところによるものとするそれぞれイからハまでに掲げる法令の規定

イ 第四条第一項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第二十四条第一項（同令第六項）（同令第四十三条において準用する場合を含む。）及び同令第四十三条において準用する場合を含む。）、第七十条第一項及び第五項、第八十一条第一項、第九十九条第一項（同令第九十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の十二第一項、第一百五十五条第一項、第九十九条第一項（同令第四百四十条の十三及び第四百四十条の三十二において準用する場合を含む。）、第四百四十七条第一項（同令第五百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第八百八十四条第一項（同令第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第九百九十一条第二項第一号（同令第六項）（同令第二百六条において準用する場合を含む。）及び同令第二百六条において準用する場合を含む。）並びに第二百四十四条の二第一項

口 第四条第二項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第三  
三条第一号（同令第三十条において準用する場合を含む。）

ハ 第四条第三項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに  
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準第三十九条第二号（同令第十二号（同令第四十五条において準用する場合  
を含む。）及び同令第四十五条において準用する場合を含む。）、第七十六条  
第二号及び第十一号（これらの規定を同令第十四号において準用する場合を含  
む。）、第八十六条第二号（同令第十三号において準用する場合を含む。）、  
第九十九条第二号（同令第十二号（同令第十五号において準用する場合を含む。）  
及び同令第十五号において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第  
二号（同令第十二号において準用する場合を含む。）、第四百四十四条第二号  
（同令第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第百  
九十七条第二号（同令第二十五号において準用する場合を含む。）、第百  
四十七条第二号（同令第九号（同令第二百六十四条において準用する場合を含  
む。）及び同令第二百六十四条において準用する場合を含む。）、第二百七十  
八条の二第一項（同令第八項（同令第二百八十条において準用する場合を含  
む。）及び同令第二百八十条において準用する場合を含む。）並びに第二百九  
十二条第一項

ニ 第四条第七項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第  
十二条第一項（同令第四十九条において準用する場合を含む。）及び指定居宅  
サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令  
第二条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関  
する基準第六十一条において準用する同令第十二条第一項

ホ 第四条第八項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する  
基準第十四条第一項（同令第五十条において準用する場合を含む。）

ヘ 第四条第十項 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生  
労働省関係省令の整備に関する省令第一条の規定による廃止前の指定介護療養  
型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第十五条第一項（同令第五十条  
において準用する場合を含む。）

本則に次の三条を加える。

（書面保存等情報通信技術利用条例第六条第一項の規則等で定める交付等）

第七条 書面保存等情報通信技術利用条例第六条第一項の規則等で定める交付等は、

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の次の各号に掲  
げる規定によりその定めるところによるものとするそれぞれ当該各号に掲げる法令  
の規定による書面の交付等とする。

一 第四条第一項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
第二十四条第四項（同令第六項（同令第四十三条において準用する場合を含む。）  
及び同令第四十三条において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項、第七  
十条第四項、第八十一条第四項、第九十九条第四項（同令第九十九条において準用  
する場合を含む。）、第二百五条の十二第五項、第一百五十五条第四項、第二百九条  
第四項（同令第四十条の十三及び第四百四十条の三十二において準用する場合を  
含む。）、第四百四十七条第四項（同令第一百五十五条の十二において準用する場合  
を含む。）、第四百八十四条第五項（同令第七項（同令第九十二条の十二におい  
て準用する場合を含む。）及び同令第九十二条の十二において準用する場合を  
含む。）及び第九十九条の二第四項（同令第六項（同令第二百六条において準  
用する場合を含む。）及び同令第二百六条において準用する場合を含む。）

二 第四条第二項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三  
条第十一号（同令第十五号（同令第三十条において準用する場合を含む。）及び  
同令第三十条において準用する場合を含む。）及び第十五条（同令第三十条にお  
いて準用する場合を含む。）

三 第四条第三項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指  
定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
第三十九条第五号（同令第十二号（同令第四十五条において準用する場合を含  
む。）及び同令第四十五条において準用する場合を含む。）、第七十六条第二号、  
第五号及び第十一号（これらの規定を同令第十四号において準用する場合を含  
む。）、第八十六条第五号（同令第十三号において準用する場合を含む。）、第  
百九条第五号（同令第十二号（同令第十五号において準用する場合を含む。）、  
及び同令第十五号において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五号（同  
令第十二号において準用する場合を含む。）、第四百四十四条第五号（同令第六  
十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第九十九条第五号  
（同令第二十五号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条第四号  
（同令第九号（同令第二百六十四条において準用する場合を含む。）及び同令第  
二百六十四条において準用する場合を含む。）、第二百七十八条の二第四項（同  
令第八項（同令第二百八十条において準用する場合を含む。）及び同令第二百八

八条第八項（同令第二百八十条において準用する場合を含む。）及び同令第二百八

十条において準用する場合を含む。)並びに第二百九十二条第四項

四 第四条第七項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第十二条第八項(同条第十二項(同令第四十九条において準用する場合を含む。))及び同令第四十九条において準用する場合を含む。))及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第二条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第六十一条において準用する同令第十二条第八項(同条第十二項において準用する場合を含む。))

五 第四条第八項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第十四条第八項(同条第十二項(同令第五十条において準用する場合を含む。))及び同令第五十条において準用する場合を含む。))

六 第四条第十項 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令第一条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第十五条第八項(同条第十二項(同令第五十条において準用する場合を含む。))及び同令第五十条において準用する場合を含む。))

(電磁的記録による交付等)

第八条 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により、書面の交付等に代えて電磁的方法により当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うときは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの
  - イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記録された事項を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法の種類及び内容)

第九条 青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭